

令和 2 年 6 月 2 日

令和 2 年 第 2 回

東大和市教育委員会臨時会会議録

東大和市教育委員会

令和2年第2回東大和市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 令和2年6月2日（火曜日）午後2時00分～午後2時19分

2. 場 所 東大和市役所会議棟2階第6・7会議室

3. 出席委員 1番 真如昌美（教育長）

2番 岩田圭子

3番 藤宮志津子

4番 新藤久典

5番 内野裕子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田村美砂 社会教育部長 小俣 学

学校教育部 参事 兼 佐藤洋士 教育総務課長 斎藤謙二郎

教育指導課長

給食課長 原里美 統括指導主事 富田和己

6. 書記

庶務係長 一ツ木正美 主事 後藤梨里香

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 第35号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから令和2年第2回東大和市教育委員会臨時会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、藤宮委員にお願いいたします。

◎日程第2 第35号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第2、第35号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。
議題の説明をお願いいたします。
学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第35号議案 東
大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案
理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本規則につきましては、令和2年4月7日から5月31日まで実施いたしました
小・中学校における臨時休業に伴い、令和2年度の授業時数が不足する見込みで
あることから、夏季休業期間を短縮して授業時数を確保するため、一部改正をす
るものであります。改正内容のご説明の前に、本日お配りいたしました資料によ
り、授業時数の状況等についてご説明をさせていただきます。

それでは、資料1、後ろの方に付いている資料になりますが、ご覧ください。
まず、今回、授業時数を算出するに当たりましては、6月1日から午前授業での
分散登校を2週間、6月15日から午後まで授業を行う分散登校を1週間実施し、
6月22日から通常登校が再開されたものとして想定しております。また、学校行
事等は行わず、教科等の授業を最大限行った場合に確保できる授業時数を算出
したものであります。併せて、夏季休業期間を8月1日から17日までの2週間
としたことを想定しております。

続きまして、表内の説明に移ります。

まず、学校再開後に児童・生徒が学校に登校して授業を受けることのできる月ごとの授業時数を算出いたしました。その合計が下段にありますとおり、「登校による授業時数」の項目となります。

次に、「家庭学習による時数」の項目についてですが、4月と5月の臨時休業期間と6月の分散登校期間における登校をしていない日には、各学校から児童・生徒の実態に応じた家庭学習を課しております。この家庭学習の内容につきましては本年度の特例措置として、教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであり、教師がその学習状況や成果を適切に把握することが可能な学習内容は、再度指導する必要がないという学校長の判断により、その学習内容を再度学校における対面指導で取り扱わないとすることとすることとなっております。その想定の時数が、「家庭学習による時数」となります。

そして、先ほどの「登校による授業時数」と「家庭学習による時数」の合計が「総時数」となり、授業時数としてカウントできる授業時数を意味しております。

「国の標準時数」につきましては、学習指導要領で示されている時数であり、総時数（a）から国の標準時数（b）を引き、その過不足の状況、つまり授業時数の不足が生じるのかどうかを想定した次第であります。

次に、資料2をご覧ください。

表が3つございますが、資料上段の表につきましては、1学期を7月31日まで延長するとともに、2学期の開始を1週間早めて8月18日からとし、夏季休業を8月1日から17日までとしたことを想定した授業時数であります。

中段の表は、1学期は7月31日まで延長することは同じですが、2学期の開始は例年どおり8月25日からとし、夏季休業を8月1日から24日までとしたことを想定した授業時数であります。

下段の表は、例年どおり1学期を7月20日まで、夏季休業を7月21日から8月24日とし、2学期を8月25日から開始したことを想定した授業時数であります。

なお、総時数（a）から国の標準時数（b）を引いた時数が不足する部分を網掛けの表示しております、授業時数の不足が懸念される状況を表しております。

それでは、一部改正の内容につきまして、ここで改めてご説明申し上げます。第35号議案の資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただきましたので、併せてご覧いただきたいと存じます。今回は、令和2年度のみの対応といたしま

すことから、付則による対応となっております。付則第1項に見出しとして『（施行期日）』を、付則第2項の前に見出しとして『（経過措置）』を、令和2年度における学期の特例といたしまして、『4 令和2年度における学期に限り、第3条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「8月24日」とあるのは「8月17日」と、同項第2号中「8月25日」とあるのは「8月18日」とする。』と、令和2年度における休業日の特例といたしまして、『令和2年度における休業日に限り、第4条第1項第1号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月24日まで」とあるのは、「8月1日から8月17日まで」とする。』と追加するものであります。最後に、公布の日から施行するとしたものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 資料1の家庭学習による時数のところで、登校していない日の間に出来たものについて、特例の措置として学校長の判断でということですが、具体的にはどのような教科のどのようなところがそれに当たるのでしょうか。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 学年、発達段階や学習の教科によっても様々出てくると思いますが、一例として、申し上げますと、漢字の学習。例えば通常の学校、学習場面であれば、漢字の中身を指導し、意味を指導し、書き順を指導し、といったところが、授業の中でも扱われます。今回はこれを家庭学習で行うことで、その定着具合の部分のみを学校で確認をして、指導している時数が引かれていくといった内容です。あるいは、都道府県の名前を覚える、という学習もございます。位置と名前ですね。こちらについても、通常であれば一緒に都道府県の場所の特徴ですか、あるいはそこに絡めて気候や産地の特徴なども少し情報として入れるなどして学びを深めていくところでありますが、まずは位置と場所、都道府県の名前を漢字で書けるようにすること、そういったことも家庭学習で行うことで、実際の授業場面ではその定着状況を図るのみの授業時数で短縮を図る、そういうことが想定されています。以上でございます。

○内野委員 ありがとうございました。

○真如教育長 ほかにございますか。

新藤委員。

○新藤委員 非常に分かりやすい資料を用意していただきて、特に今回のような形で、改正の方向で、授業時数をカットした場合と、通常どおりでやった場合、これくらいの差が出ることが明確になっていて、やはりこうせざるを得ないなと思いました。もう一つの点では、資料1の下の授業時数のプラスのところを見ると、学校行事はほとんど何もできないという感じがします。修学旅行を考えると、中学校では2学期以降実施するところもあると思いますが、それだけでも、実際に行っている3日間を取れば、16~17時間の授業時数が修学旅行で飛んでしまう。その中で何時間かが社会科の教科と読み替えるという結果になると思います。そう考えると、卒業式は本当にぎりぎりというよりも中学校はほとんど、学校行事そのものが出来ない。きちんと授業を実施していくしかない。そのあたりをどのように子どもたちに納得させるか、というのは学校がどう説明していくかが非常に重要になると思います。それについて、学校から何か質問はきていますか。または、教育指導課から学校に対してのアドバイスをしているのでしょうか。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 やはり、授業時数は現時点ではプラスとなりますが、新藤委員もご指摘のとおり、学校行事を相当見直す必要がある想定となっています。学校から、授業時数の数字も出しませんし、学校行事の見直しについても一緒に調整している中では、現時点では概ねの学校からは、学校行事についてはやむなしというご意見をいただいている。教育指導課からという形では、学校に対して、なぜ縮減をしなくてはいけないのか。なぜ中止をする必要があるのか。きちんと理由を確定して、今後丁寧に説明していく準備を進めているところです。その理由を踏まえて学校から保護者に説明をしていただくよう、これからお願いをしていくことになろうと思います。以上になります。

○真如教育長 ほかにございますか。

○内野委員 もう一点すみません。今の保護者への説明について、紙面ではなく、学校の先生が保護者会等で、直接口頭で行う方法は考えていらっしゃいますか。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 現時点におきましては、保護者への伝える方法、ツールについて固めている内容はございません。ただ、学校から保護者に伝える際には紙面というのは多分出てくるとは思うんですけども、併せて、保護者会等に於いても口頭で、対面で伝えることでより理解が深められる可能性が十分あると思いますので、そこは協議をしながら、より丁寧な説明の仕方について

て検討してまいりたいと思います。

○内野委員 よろしくお願ひします。

○真如教育長 ほかにございますか。

○新藤委員 もう一点よろしいですか。もし分かればですけれども。近隣の市等の動向で把握されていることがあれば教えていただけますか。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 近隣市の状況というか、市部の状況ということでお話をさせていただきます。概ね2週間、本市は17日間ですが、土日が入ってきますので実質的には2週間という位置づけで考えますと、2週間程度の夏季休業期間を取っている自治体が13地区程度ございます。3週間程度取っている自治体が、同じくらいで13地区程度。大体そういうケースが多いのかなと思います。以上でございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

新藤委員。

○新藤委員 杞憂であれば良いのですけれど、中学3年生は、夏休みは受験にまつしぐらで、いわゆる塾が特別講習会のようなものを用意すると思う。近隣の市が揃っていれば、ある塾だけ長くやることもないかとも思うのですが、もし差があると、結局、中には学校の勉強よりも塾の方という形で学校を休むとか、学校の教育活動に支障をきたすようなことも心配される。塾の動向を学校は把握してらっしゃるとは思いますが、子どもたちに考え方を促しておかないと、ほったらかしになってると、結局はもうわからないから何よりもまずは我が身を優先して講習会、勉強会に行くというようにならないようにならないようにしたいと思う。こういう時だからこそ、逆に学校の勉強をしっかりやるという方向に向けさせが必要だと思いますので、ご指導を願いたいと思います。

○真如教育長 ほかにいかがですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第2、第2号議案 第35号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第35号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和2年第2回東大和市教育委員会臨時会を閉会いたします。

午後 2時19分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 錄 署 名 委 員 藤宮 志津子